

# 土地開発事業の協議に係る手引き

令和3年4月

岐阜県都市建築部都市政策課

土地開発事業の協議に関する問い合わせ先

開発区域の所在市町村	問い合わせ先		電話番号
(大垣市)、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	西濃県事務所	振興防災課	0584-73-1111
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐県事務所	振興防災課	0585-23-1111
関市、美濃市、郡上市	中濃県事務所	振興防災課	0575-33-4011
美濃加茂市、(可児市)、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂県事務所	振興防災課	0574-25-3111
(多治見市)、瑞浪市、土岐市	東濃県事務所	振興防災課	0572-23-1111
中津川市、恵那市	恵那県事務所	振興防災課	0573-26-1111
(高山市)、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県事務所	振興防災課	0577-33-1111
(岐阜市)、羽島市、(各務原市)、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	県庁 都市建築部	都市政策課 土地計画調査 係	058-272-1111

※ ( ) の市は、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の適用対象外であるので、直接該当する市へ問い合わせること。

市	問い合わせ先	電話番号
岐阜市	開発指導調整課開発指導係	058-214-4845 (内線 2663)
大垣市	都市計画課計画グループ	0584-47-8694 (内線 669)
高山市	建築住宅課開発指導係	0577-35-3159 (内線 2317)
多治見市	開発指導課開発指導グループ	0572-22-1111 (内線 1387)
各務原市	都市計画課計画係	058-383-1983 (内線 2731)
可児市	建築指導課土地利用係	0574-62-1111 (内線 2244)

# 目 次

## ○ 土地開発事業の協議にあたって

I	土地開発協議とは	1
II	事前協議	3
III	開発協議	6
IV	土地開発事業の施行	9
V	適用除外	10

## ○ 提出書類の規格及び記載要領

I	事前協議申出書	13
II	開発協議申出書	21
III	変更開発協議	38
IV	変更の届出（土地開発計画の変更の内容が軽微と認められるとき）	39
V	工事施行者（工事期間）を変更するとき	40
VI	土地開発事業の工事を廃止（中止・再開）するとき	41
VII	土地開発事業の工事に着手するとき	42
VIII	土地開発事業の工事が完了したとき	43

## ○ 土地開発事業の協議における基準

I	事前協議の指導基準	44
II	開発協議の指導基準	47